

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年6月16日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小倉愛宕店

北九州市小倉北区愛宕一丁目2302番3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 佐藤 操

(2) 変更後

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

4 変更の年月日

令和5年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年6月5日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 1 0 月 1 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 1 0 月 1 6 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年6月16日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ西小倉

北九州市小倉北区堅町二丁目2174番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 佐藤 操

(2) 変更後

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

4 変更の年月日

令和5年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年6月5日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 1 0 月 1 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 1 0 月 1 6 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年6月16日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンPRO八幡陣山店

北九州市八幡西区陣山一丁目36番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

（仮称）コーナンPRO八幡西区陣山1丁目店

イ 変更後

コーナンPRO八幡陣山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 佐藤 操

イ 変更後

西部ガス都市開発株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 松田和久

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和4年12月6日

(2) 前項第2号 令和5年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年6月5日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年10月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年10月16日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見